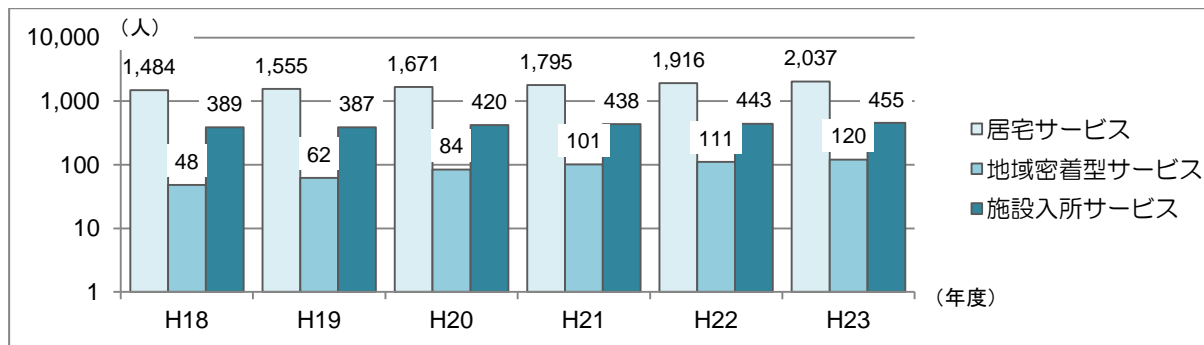


第5章 介護保険事業計画

第5章 介護保険事業計画

1 第4期における保険給付の実績

(1) サービス利用者数の推移（1か月あたり）



単位：人

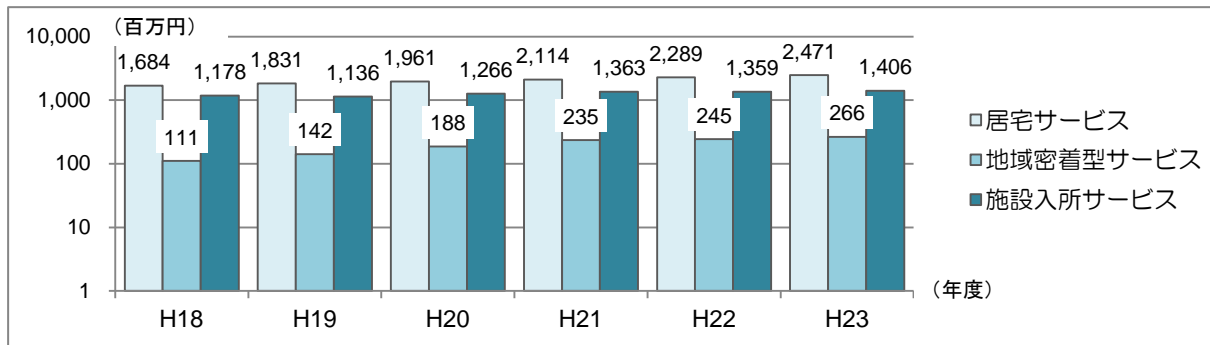
(年度)	第3期			第4期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅サービス						
訪問介護	680	689	701	727	771	816
訪問入浴介護	90	91	96	93	110	121
訪問看護	280	274	293	284	297	312
訪問リハビリテーション	8	29	52	73	89	96
通所介護	569	629	708	752	833	900
通所リハビリテーション	303	317	328	357	336	325
福祉用具貸与	691	682	743	814	905	1,000
居宅療養管理指導	300	324	352	365	405	417
短期入所生活介護	101	131	137	143	151	151
短期入所療養介護	16	16	16	17	21	24
特定施設入居者生活介護	28	49	59	62	75	90
居宅介護支援	1,437	1,496	1,586	1,701	1,817	1,925
居宅サービス【実人数】計	1,484	1,555	1,671	1,795	1,916	2,037
地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	12	19	17	19	23	23
小規模多機能型居宅介護	0	5	28	42	45	54
認知症対応型共同生活介護	35	38	39	40	43	44
地域密着型サービス【実人数】計	48	62	84	101	111	120
施設サービス						
介護老人福祉施設	173	181	204	210	217	221
介護老人保健施設	178	173	174	181	186	189
介護療養型医療施設	38	33	42	47	40	37
施設入所サービス【実人数】計	389	387	420	438	443	455
【実人数】合計	1,921	2,004	2,175	2,334	2,470	2,612

※ 国保連合会給付情報をもとに集計。サービス利用者数は、各月利用者数の年間平均値
平成23年度は6か月間の平均値

※ 居宅サービス利用者数は、月内に居宅サービスを1度でも利用した者の数



(2) 年間給付費の推移



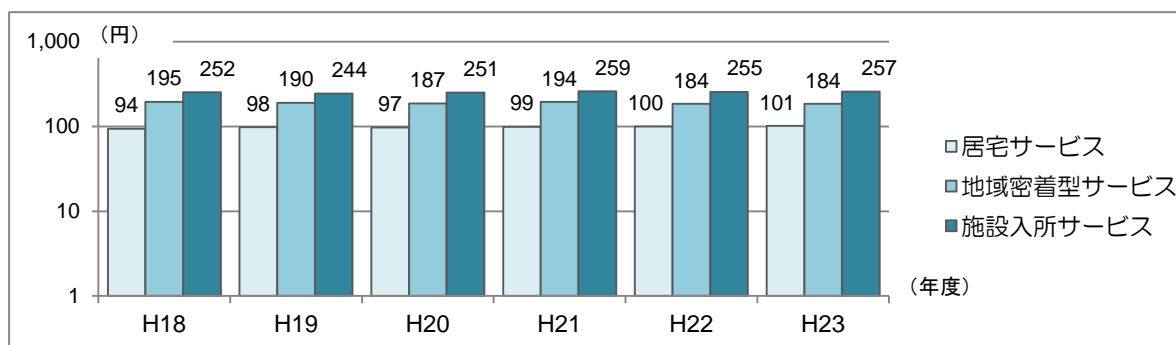
単位:千円

(年度)	第3期			第4期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅サービス						
訪問介護	426,801	423,625	398,314	418,389	440,317	457,232
訪問入浴介護	49,983	49,400	51,566	50,637	59,615	70,918
訪問看護	111,058	108,958	120,498	118,678	129,257	133,881
訪問リハビリテーション	1,722	9,765	18,637	29,276	37,988	40,116
通所介護	404,288	454,293	533,292	594,393	641,476	695,818
通所リハビリテーション	219,233	229,485	234,837	251,929	261,315	276,025
福祉用具貸与	122,816	123,469	135,508	139,519	153,362	168,052
居宅療養管理指導	31,499	35,864	38,661	43,632	47,272	49,058
短期入所生活介護	76,200	104,064	112,405	104,073	109,781	119,714
短期入所療養介護	11,708	15,119	14,224	16,690	18,983	20,690
特定施設入居者生活介護	57,381	97,772	118,822	137,116	159,061	192,518
居宅介護支援	172,103	179,487	185,077	210,533	231,099	247,274
居宅サービス計	1,684,792	1,831,301	1,961,841	2,114,865	2,289,526	2,471,296
地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	12,515	21,020	15,496	20,782	26,264	30,112
小規模多機能型居宅介護	0	10,636	60,085	93,383	91,575	107,200
認知症対応型共同生活介護	98,695	111,104	113,014	120,948	127,385	129,657
地域密着型サービス計	111,210	142,760	188,595	235,113	245,224	266,969
施設サービス						
介護老人福祉施設	471,183	483,450	559,914	579,689	612,185	628,221
介護老人保健施設	547,971	525,857	534,343	580,984	580,547	626,106
介護療養型医療施設	159,258	126,974	172,641	203,241	166,821	151,683
施設入所サービス計	1,178,412	1,136,281	1,266,898	1,363,914	1,359,553	1,406,010
給付費合計	2,974,414	3,110,342	3,417,334	3,713,892	3,894,303	4,144,275

※国保連合会給付情報(平成23年度は6か月間の平均値)をもとに集計

※給付費は、利用者個人負担(1割)を含まない介護保険給付の年間総額

(3) 利用者1人あたり月間平均給付費の推移



単位:円

(年度)	第3期			第4期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅サービス						
訪問介護	52,266	51,255	47,396	47,958	47,571	46,704
訪問入浴介護	46,453	45,488	44,762	45,091	45,369	48,977
訪問看護	33,112	33,128	34,310	34,823	36,217	35,683
訪問リハビリテーション	16,554	28,552	30,011	33,689	35,437	34,884
通所介護	59,228	60,227	62,755	65,905	64,237	64,428
通所リハビリテーション	60,328	60,391	59,618	58,835	64,666	70,776
福祉用具貸与	14,804	15,079	15,207	14,296	14,126	14,007
居宅療養管理指導	8,754	9,227	9,148	9,964	9,717	9,808
短期入所生活介護	63,028	66,199	68,207	60,578	60,753	66,360
短期入所療養介護	60,041	80,851	75,257	82,216	74,443	73,367
特定施設入居者生活介護	170,271	166,562	167,828	185,291	177,523	179,254
居宅介護支援	9,982	9,999	9,722	10,315	10,604	10,707
居宅サービス平均	94,625	98,119	97,828	99,594	100,984	101,084
地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	81,799	91,392	77,869	90,355	93,134	107,543
小規模多機能型居宅介護	-	180,276	178,294	185,652	172,783	168,553
認知症対応型共同生活介護	237,820	241,530	241,483	253,030	246,871	243,717
地域密着型サービス平均	195,793	190,601	187,844	194,148	184,657	184,371
施設サービス						
介護老人福祉施設	226,639	222,685	228,910	230,218	235,365	237,243
介護老人保健施設	256,421	253,669	256,157	267,242	260,102	264,626
介護療養型医療施設	350,018	321,453	343,223	357,190	346,103	341,628
施設入所サービス平均	252,283	244,941	251,618	259,250	255,796	257,605
給付費全体平均	129,076	129,317	130,967	133,675	132,505	132,177

※国保連合会給付情報をもとに集計。平成23年度は6か月間の平均値

※それぞれのサービスごと利用者1人1か月あたり給付費の平均値



(4) 第4期計画のサービス利用者数の見込み量と実績の比較

第4期計画の各サービスの月平均利用者数の実績は次の表のとおりです。

単位:人、%

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実施	実施率	計画	実施	実施率	計画	実施	実施率
居宅サービス									
訪問介護	707	503	71.1	757	534	70.5	811	566	69.7
訪問入浴介護	114	93	81.5	121	110	90.9	127	121	95.2
訪問看護	321	258	80.3	343	269	78.4	366	284	77.5
訪問リハビリテーション	21	61	290.4	22	73	331.8	24	76	316.6
居宅療養管理指導	408	345	84.5	413	379	91.7	417	390	93.5
通所介護	687	594	86.4	737	644	87.3	791	696	87.9
通所リハビリテーション	331	270	81.5	355	268	75.4	382	270	70.6
短期入所生活介護	151	141	93.3	161	147	91.3	172	148	86.0
短期入所療養介護	20	17	85.0	21	21	100.0	23	24	104.3
特定施設入居者生活介護	56	54	96.4	59	67	113.5	59	82	138.9
福祉用具貸与	857	740	86.3	917	805	87.7	981	882	89.9
居宅介護支援	1,352	1,239	91.6	1,450	1,321	91.1	1,555	1,415	90.9
地域密着型サービス									
認知症対応型通所介護	24	19	79.1	26	23	88.4	27	23	85.1
小規模多機能型居宅介護	26	42	161.5	34	44	129.4	36	52	144.4
認知症対応型共同生活介護	44	40	90.9	36	43	119.4	49	44	89.7
施設サービス									
介護老人福祉施設	205	210	102.4	208	217	104.3	212	221	104.2
介護老人保健施設	177	181	102.2	182	187	102.7	231	188	81.3
介護療養型医療施設	37	47	127.0	37	39	105.4	33	36	109.0
居宅介護予防サービス									
介護予防訪問介護	194	224	115.4	207	237	114.4	220	250	113.6
介護予防訪問入浴介護	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
介護予防訪問看護	28	26	92.8	30	28	93.3	32	28	87.5
介護予防訪問リハビリテーション	2	12	600.0	2	16	800.0	2	20	1,000
介護予防居宅療養管理指導	22	20	90.9	22	26	118.1	23	27	117.3
介護予防通所介護	119	158	132.7	127	189	148.8	135	204	151.1
介護予防通所リハビリテーション	60	87	145.0	64	68	106.2	69	55	79.7
介護予防短期入所生活介護	3	2	66.6	4	4	100.0	4	3	75.0
介護予防短期入所療養介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	8	8	100.0	8	8	100.0	8	8	100.0
介護予防福祉用具貸与	39	74	189.7	41	100	243.9	44	118	268.1
介護予防支援	337	462	137.0	359	496	138.1	382	510	133.5
地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	0	0.0	1	1	100.0	1	2	200.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※平成21年度・22年度は12か月平均、平成23年度は6か月平均(国保連合会給付情報)

(5) 要介護度維持率・改善率

平成20年12月（第3期計画期間）から平成23年12月（第4期計画期間）までの3年間で、要介護度（要支援度）の変化の状況は次の表のとおりです。

3年後の要介護度（要支援度）の維持率は、全体で43.6%、最も高いのは要介護5で89.6%、次いで要介護4の43.2%となっています。

改善率については、全体で12.0%、最も高いのは要介護3から要介護2となった方の17.0%、次いで要支援2から要支援1となった方の12.2%となっています。

■サービス受給者の要介護度維持率・改善率

(単位 上段:人 下段:%)

H23/12 H20/12	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
要支援1	4 2.0	67 34.7	56 29.0	25 12.9	21 10.8	12 6.2	7 3.6	1 0.5	193
要支援2	0 0.0	38 12.2	127 40.9	52 16.7	56 18.0	20 6.4	8 2.5	9 2.9	310
要介護1	0 0.0	2 0.9	16 7.7	60 28.9	72 34.7	28 13.5	17 8.2	12 5.7	207
要介護2	0 0.0	2 0.5	9 2.4	35 9.5	164 44.6	94 25.6	39 10.6	24 6.5	367
要介護3	1 0.2	0 0	2 0.5	8 2.3	57 17	137 40.4	83 24.7	47 14	335
要介護4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	5 2.7	14 7.5	80 43.2	85 45.9	185
要介護5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 3.7	9 6.6	121 89.6	135
合計	5	109	210	181	375	310	243	299	1,732

注1) 網掛けの部分が、認定度が変化しなかった方です。その左側が改善、右側が悪化となります

注2) 横合計が平成23年12月、縦合計が平成20年12月です

注3) 平成23年12月と平成20年12月で対応がとれる方のデータで分析しています。従って、市外に転出された方や亡くなった方は、データがないため、分析の対象としていません



2 サービスごとの給付実績と見込み

これまでの利用実績および今後の要介護認定者数の見込み・サービス受給者数等を基に、第5期事業計画におけるサービス種類ごとの推計を行いました。

(1) 居宅サービス

居宅サービスは要支援1・2の方に提供される予防給付、要介護1～5の方に提供される介護給付があります。

①訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

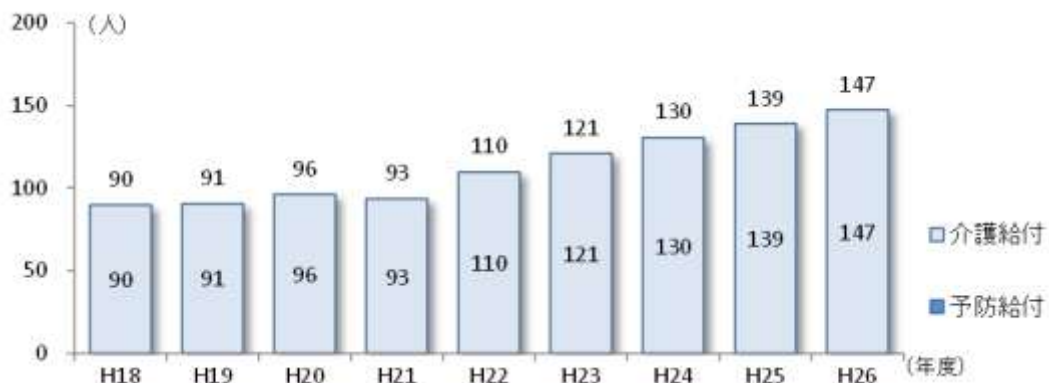


※平成18～23年度は実績(国保連合会給付情報)、平成24～26年度は見込み。以下同じ

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

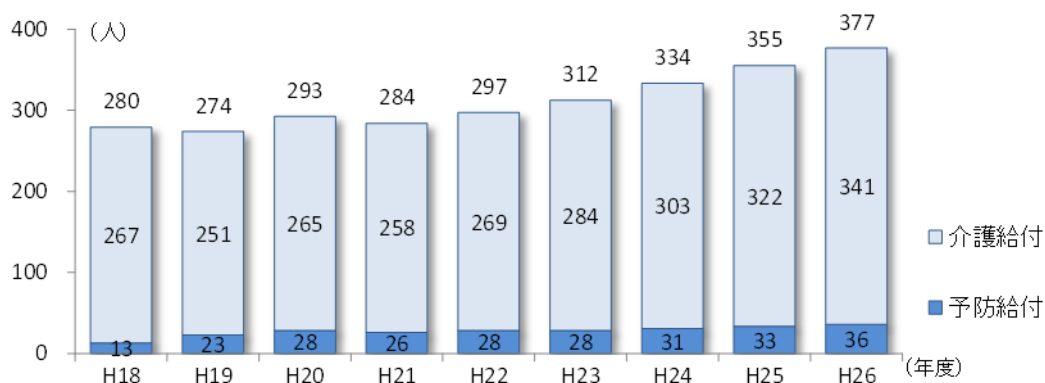
<月平均利用者数の推移と見込み>



③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。

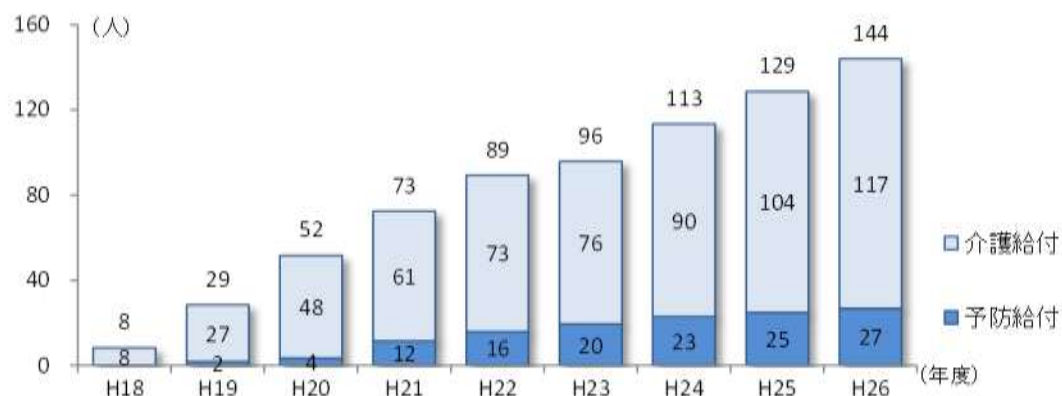
＜月平均利用者数の推移と見込み＞



④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

＜月平均利用者数の推移と見込み＞

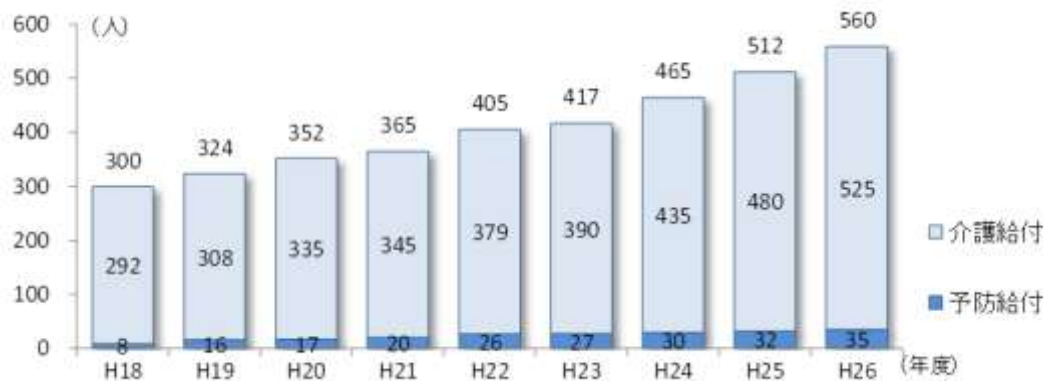




⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。

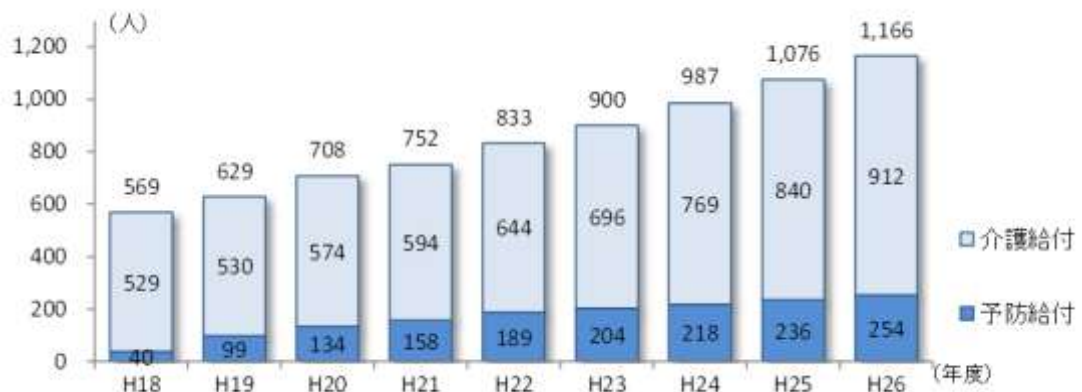
<月平均利用者数の推移と見込み>



⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

介護老人福祉施設や老人デイサービスセンターなどに通い、居宅要介護者などに入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

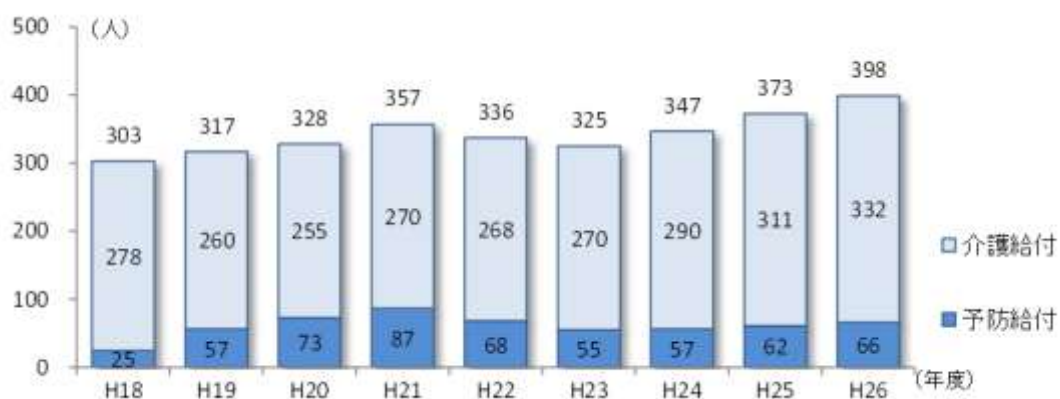
<月平均利用者数の推移と見込み>



⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設・病院・診療所において、居宅要介護者などの心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>



⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに居宅要介護者などが短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

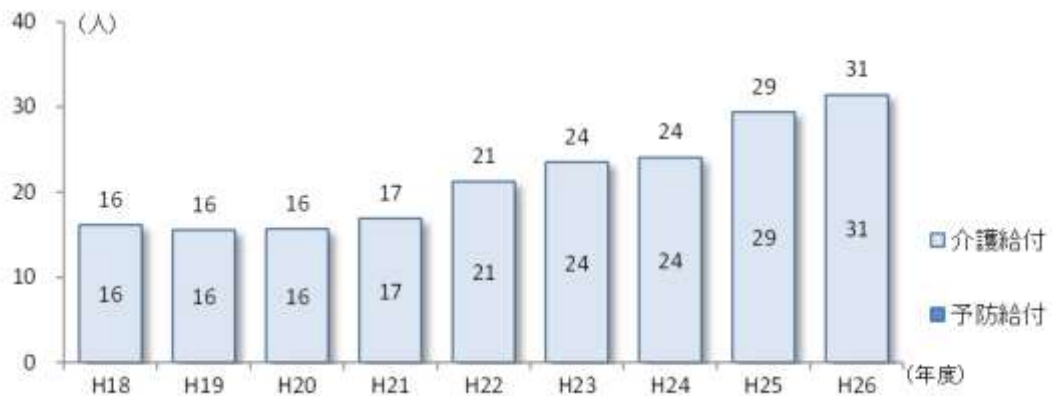




⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに居宅要介護者などが短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

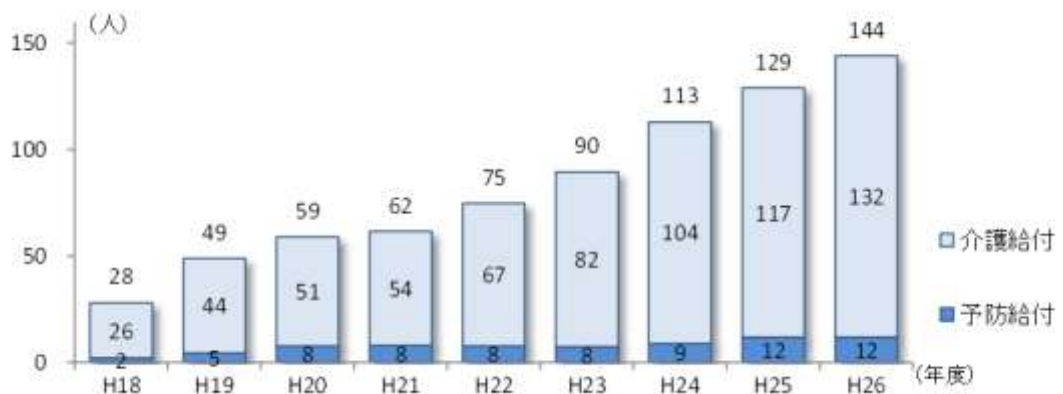


⑩特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた施設に入所している要介護者などに、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中に基盤整備した4施設の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>



①福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや介護ベッドなど福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する人の負担の軽減を図るサービスです。

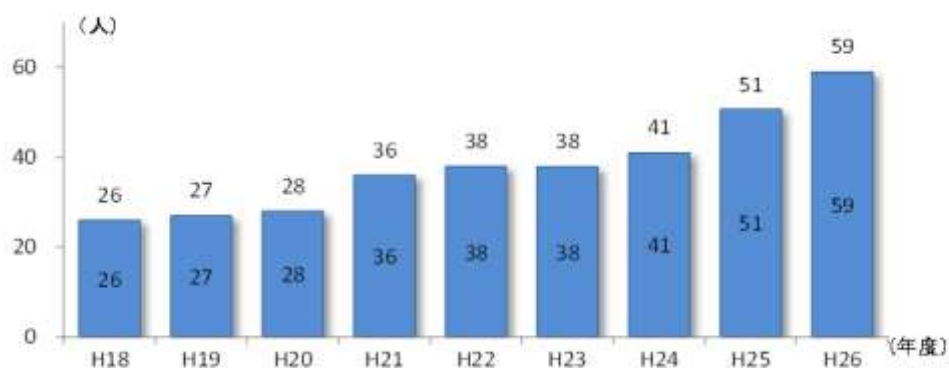
<月平均利用者数の推移と見込み>



②特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、衛生管理面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費を支給するサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>



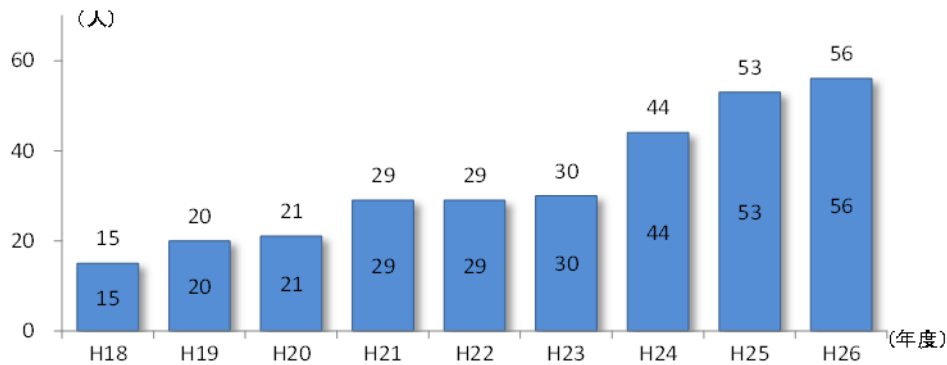
※予防給付・介護給付合計



⑬住宅改修費

居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

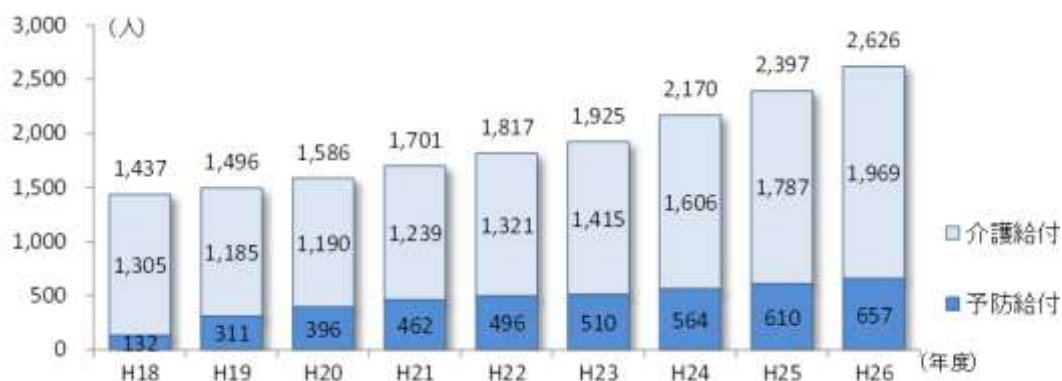


※予防給付・介護給付合計

⑭居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）

居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>



(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者などが増加していく中で、介護が必要になっても住みなれた地域で生活が継続できるように、平成18年度から創設されたサービスです。利用者のニーズや地域の状況等を把握・分析しながら、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

また、今回の制度改正においては、新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設されます。本市では住民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

■地域密着型サービスの計画数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計（整備済）	
認知症対応型通所介護（整備圏域：市内全域）					
施設数	0	1	0	1	(1)
利用定員総数	0	12	0	12	(12)
小規模多機能型居宅介護（整備圏域：市内全域）					
施設数	0	1	1	2	(5)
登録者総数	0	25	25	50	(111)
認知症対応型共同生活介護（整備圏域：第5圏域）					
施設数	0	0	1	1	(4)
利用定員総数	0	0	18	18	(63)
地域密着型介護老人福祉施設（整備圏域：市内全域）					
施設数	0	0	1	1	(0)
利用定員総数	0	0	29	29	(0)
複合型サービス（整備圏域：市内全域）					
施設数	0	1	0	1	(0)
登録者総数	0	25	0	25	(0)

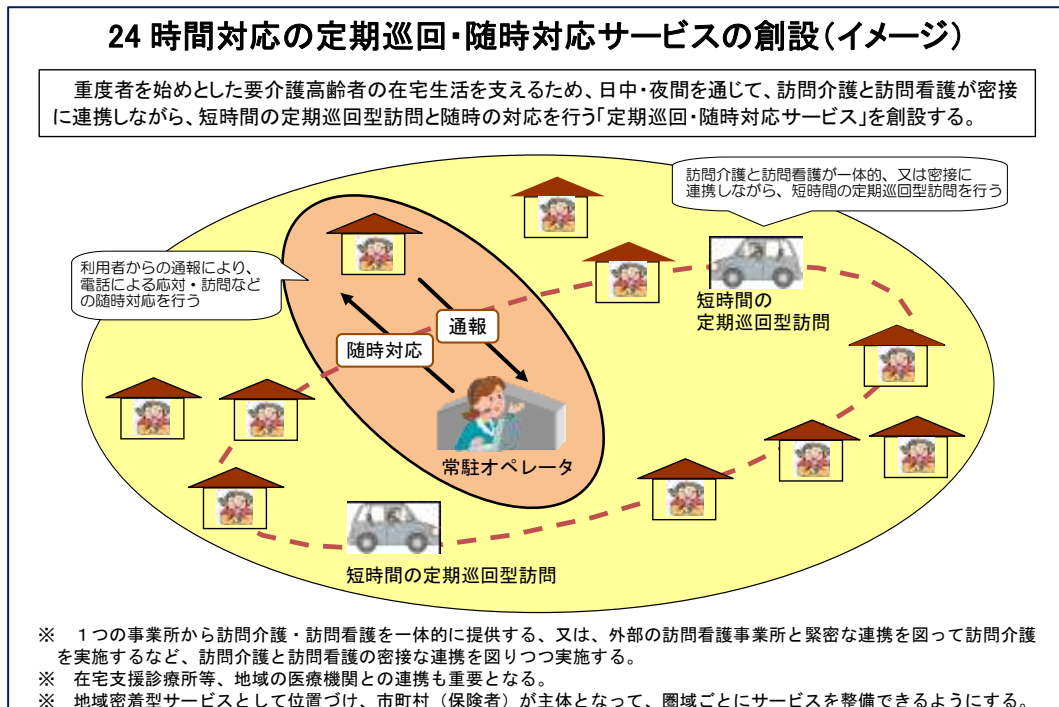
※本計画期間内において「地域密着型特定施設入居者生活介護」は、必要利用定員総数を見込まないものとします



①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設されたサービスで、中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスとを一体的に提供するサービスです。

住民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。



②夜間対応型訪問介護

24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。

現在、市内に同サービス提供事業所はなく、今後は住民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

■夜間対応訪問介護のイメージ

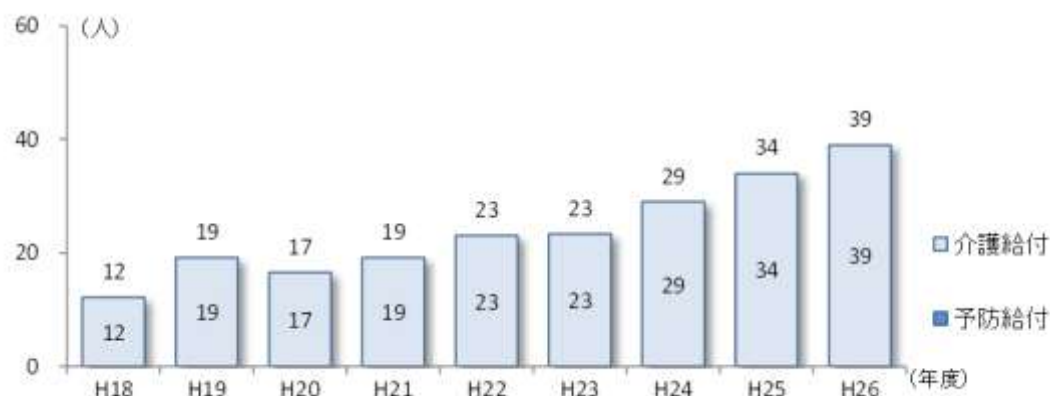


③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設で、日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

第5期計画期間に基盤整備する分の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>

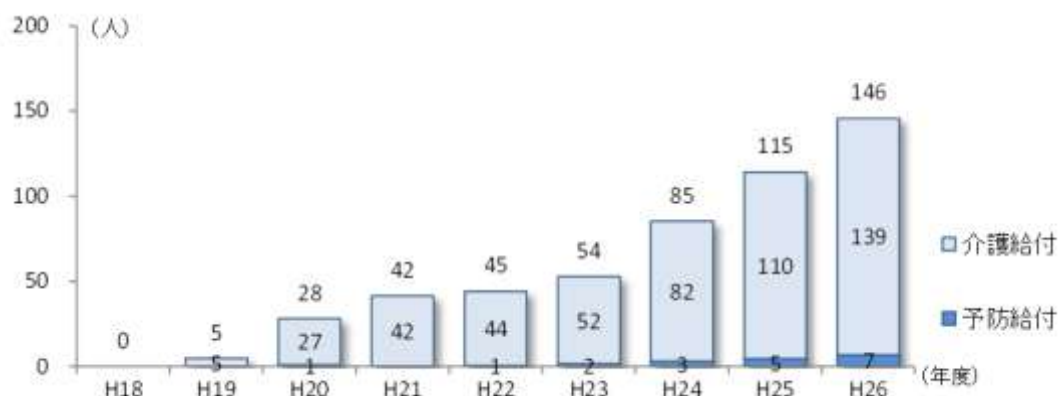


④小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

第4期計画期間に基盤整備した2か所及び第5期計画期間に基盤整備する2か所の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>



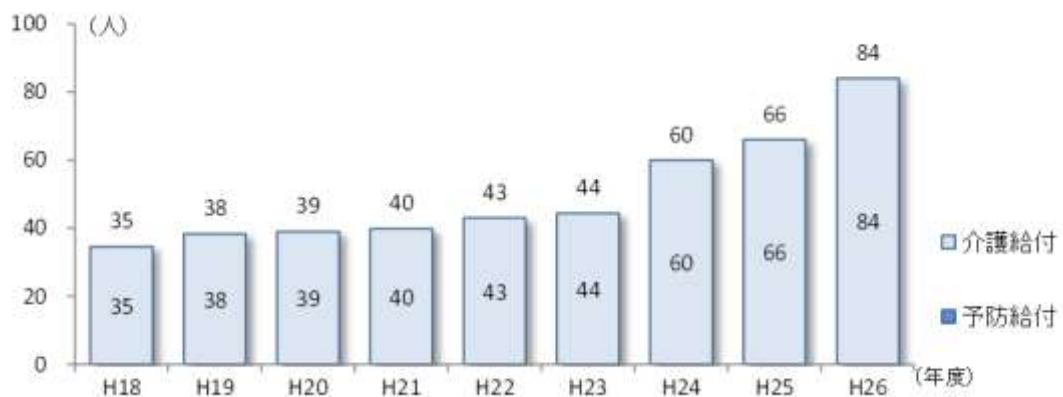


⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数でスタッフとともに共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。

第4期計画期間に基盤整備した1か所及び第5期計画期間に基盤整備する1か所の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>



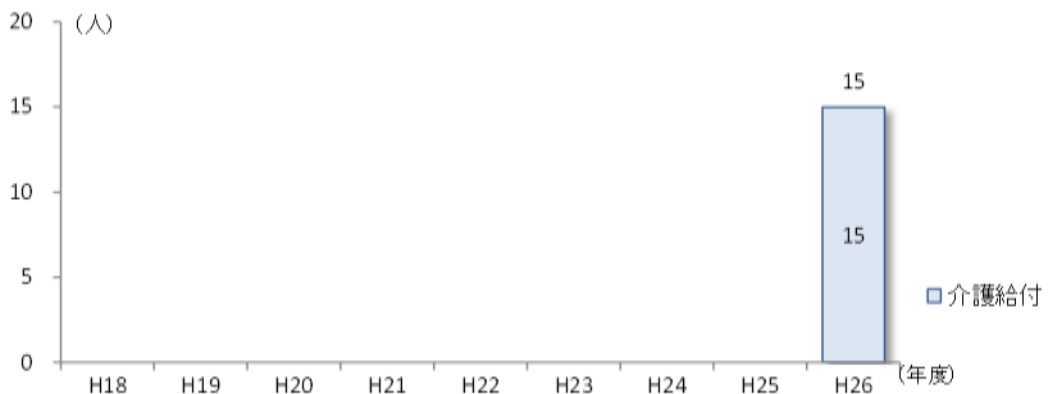
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。第5期計画期間に基盤整備する1施設の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>

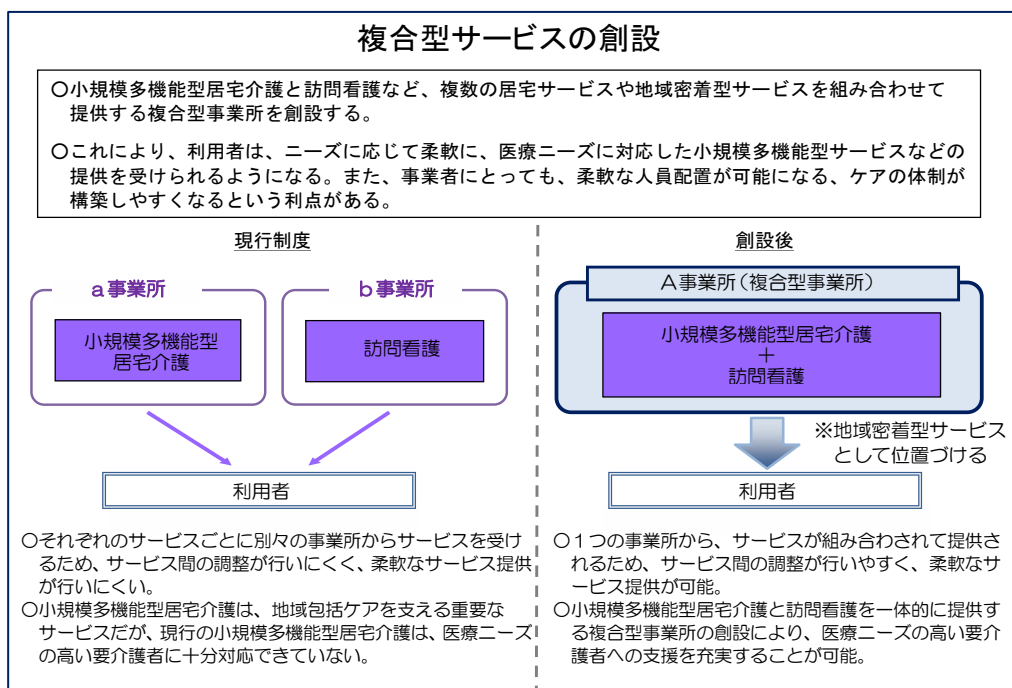
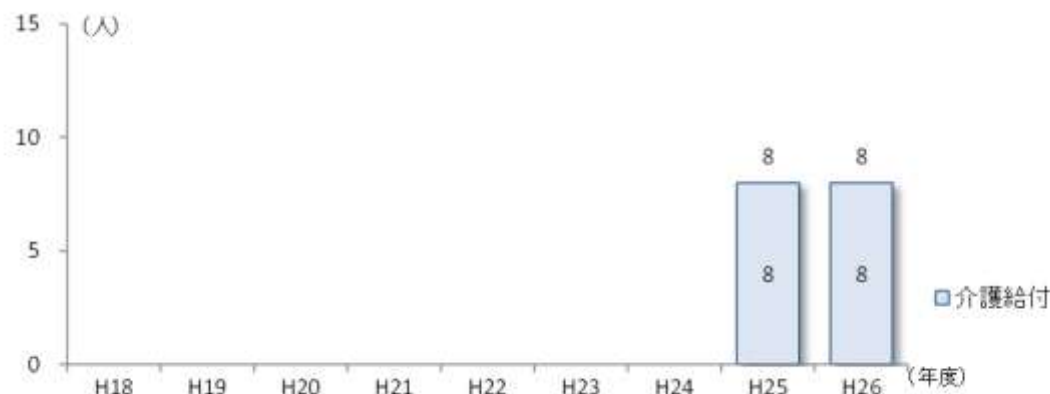


⑧複合型サービス

平成24年度から新たに創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

第5期計画期間に基盤整備する1か所の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>





(3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設があります。

市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設が185床、介護老人保健施設が150床の計335床となっています。(平成24年1月現在)

在宅で生活を続けることが困難な要介護者が、適切な施設を選択して利用できるよう、利用者ニーズや介護保険料を勘案しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

また、国の指針では、介護保険施設は重度の要介護者に重点を置き、平成26年度において、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の方について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の方の割合を70%以上とすることを目標としています。

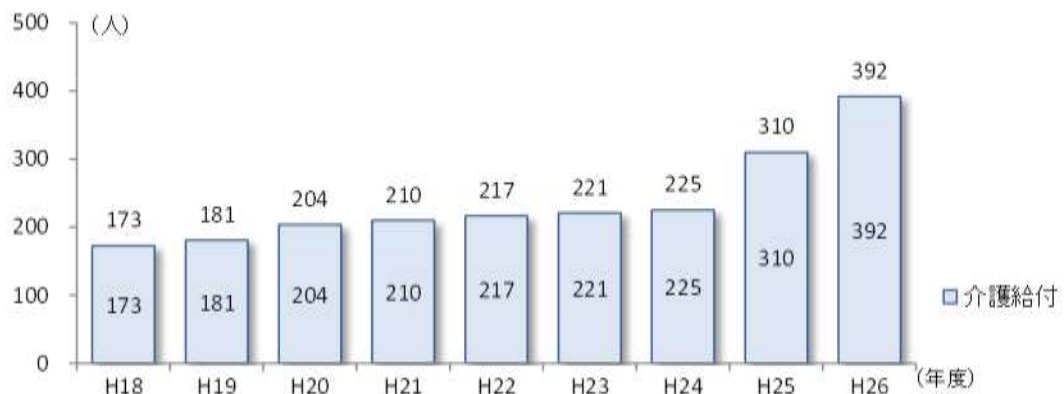
本市においては、国の掲げる目標値となるように、本計画期間内に整備される介護保険施設はもとより、既存の施設においても、すでに入所されている利用者の状況を踏まえつつ、介護保険施設の利用者の重度者への重点化を推進します。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

第5期計画期間に基盤整備する2施設の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>

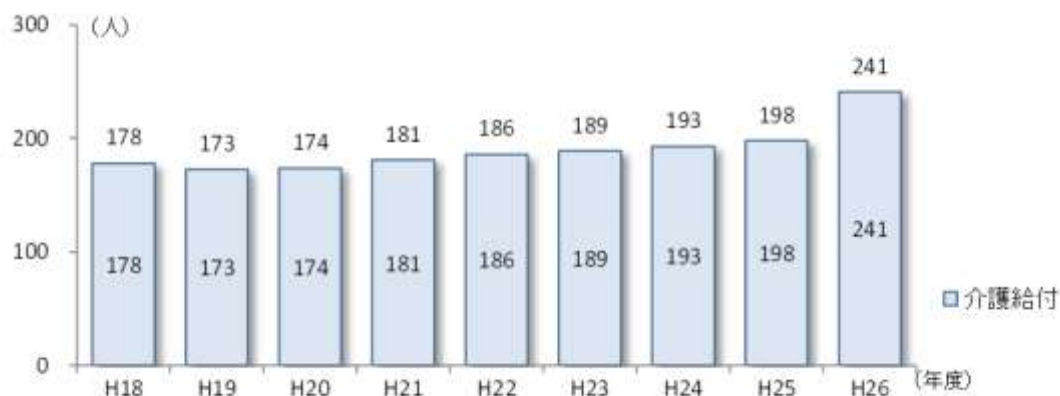


②介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点をおいた医療ケアと介護が必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

第5期計画期間に基盤整備する分の利用者数を見込んでいます。

<月平均利用者数の推移と見込み>

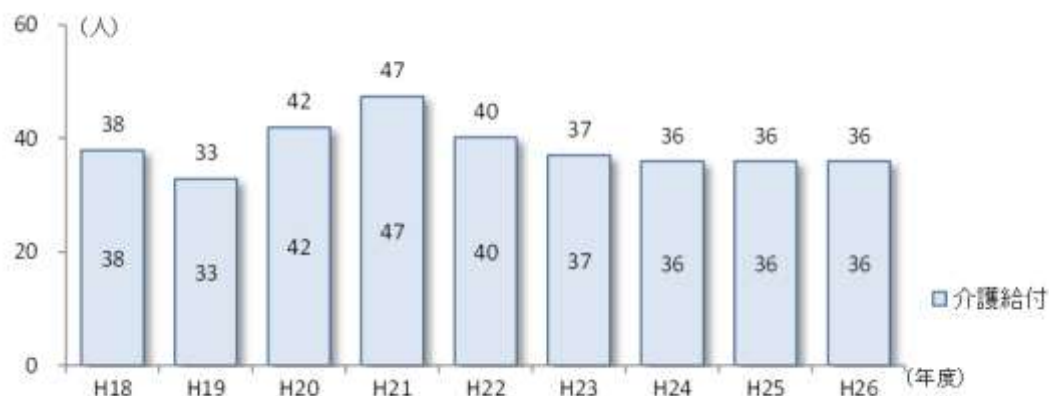


③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。

国による医療制度改革の一環として行われる療養病床の再編成により平成29年度末をもって廃止される予定ですが、第5期計画期間中は廃止が見送られたため、利用者数は横ばいで推移すると推計しました。

<月平均利用者数の推移と見込み>





3 介護保険給付費等の見込み

(1) 総給付費

第5期計画期間における、介護保険給付費と予防給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス	2,384,551	2,619,802	2,857,560
訪問介護	472,597	521,589	570,581
訪問入浴介護	82,920	88,500	94,080
訪問看護	141,265	153,005	164,745
訪問リハビリテーション	42,222	48,663	55,104
居宅療養管理指導	54,890	59,968	65,046
通所介護	719,760	789,090	858,420
通所リハビリテーション	283,467	304,550	325,633
短期入所生活介護	137,205	151,819	166,434
短期入所療養介護	20,990	25,736	27,381
特定施設入居者生活介護	240,763	269,087	303,019
福祉用具貸与	180,046	198,165	216,284
特定福祉用具販売	8,426	9,630	10,833
(2) 地域密着型サービス	392,452	479,477	669,040
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	40,642	47,887	55,133
小規模多機能型居宅介護	174,649	236,323	299,876
認知症対応型共同生活介護	177,161	195,267	247,982
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	42,039
複合型サービス	0	0	24,010
(3) 住宅改修	19,644	24,228	25,537
(4) 居宅介護支援	257,536	287,600	317,666
(5) 介護保険施設サービス	1,467,985	1,735,144	2,125,253
介護老人福祉施設	659,812	908,379	1,153,160
介護老人保健施設	652,741	671,333	816,661
介護療養型医療施設	155,432	155,432	155,432
療養病床からの転換分	0	0	0
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	4,522,168	5,146,251	5,995,056

単位:千円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1)介護予防サービス	219,635	241,591	259,649
介護予防訪問介護	59,634	64,601	69,568
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	7,262	7,888	8,513
介護予防訪問リハビリテーション	6,692	7,272	7,853
介護予防居宅療養管理指導	2,557	2,776	2,994
介護予防通所介護	91,010	98,774	106,539
介護予防通所リハビリテーション	27,729	30,114	32,500
介護予防短期入所生活介護	865	930	994
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	10,835	14,733	14,733
介護予防福祉用具貸与	9,870	10,720	11,570
特定介護予防福祉用具販売	3,181	3,783	4,385
(2)地域密着型介護予防サービス	1,831	2,564	3,845
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,831	2,564	3,845
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)住宅改修	9,604	10,695	11,132
(4)介護予防支援	29,542	31,990	34,438
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	260,612	286,840	309,064
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	4,782,780	5,433,091	6,304,120



(2) 標準給付費

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

単位：円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	4,782,779,794	5,433,090,775	6,304,120,156
特定入所者介護サービス費等給付額	129,651,900	141,525,800	152,140,200
高額介護サービス費等給付額	82,626,000	99,020,000	117,273,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,585,000	11,220,000	11,893,000
算定対象審査支払手数料	7,675,500	8,217,300	8,759,100
合計＝標準給付費見込額	5,013,318,194	5,693,073,875	6,594,185,456

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、事業総額は、各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く）の3%を上限とする範囲内で見込むこととされています。

第5期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

単位：円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業	142,800,000	150,800,000	169,100,000
介護給付費見込み額に対する割合	2.9%	2.7%	2.6%

4 第1号被保険者の介護保険料の設定

(1) 第4期計画との変更点

① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

負担割合が、第1号被保険者は20%から21%へ、第2号被保険者は、30%から29%に変更となりました。

② 介護報酬の改定

平成24年度に介護報酬が改定され、改定率は全体で1.2%となりました。また、三郷市では人件費などの地域格差を調整するための地域区分が見直され、2段階（5級地）上昇したことで介護職員が安定的に確保できるようになります。なお、第5期は経過措置により1段階上昇し6級地となりました。

③ 所得段階別保険料の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者（市町村）の判断により多段階化することが可能とされました。

これを受けて市では、第2期においては5段階設定、第3期においては6段階設定、第4期においては7段階設定（特例第4段階を含め8階層設定）としました。

第5期においては、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示されました。

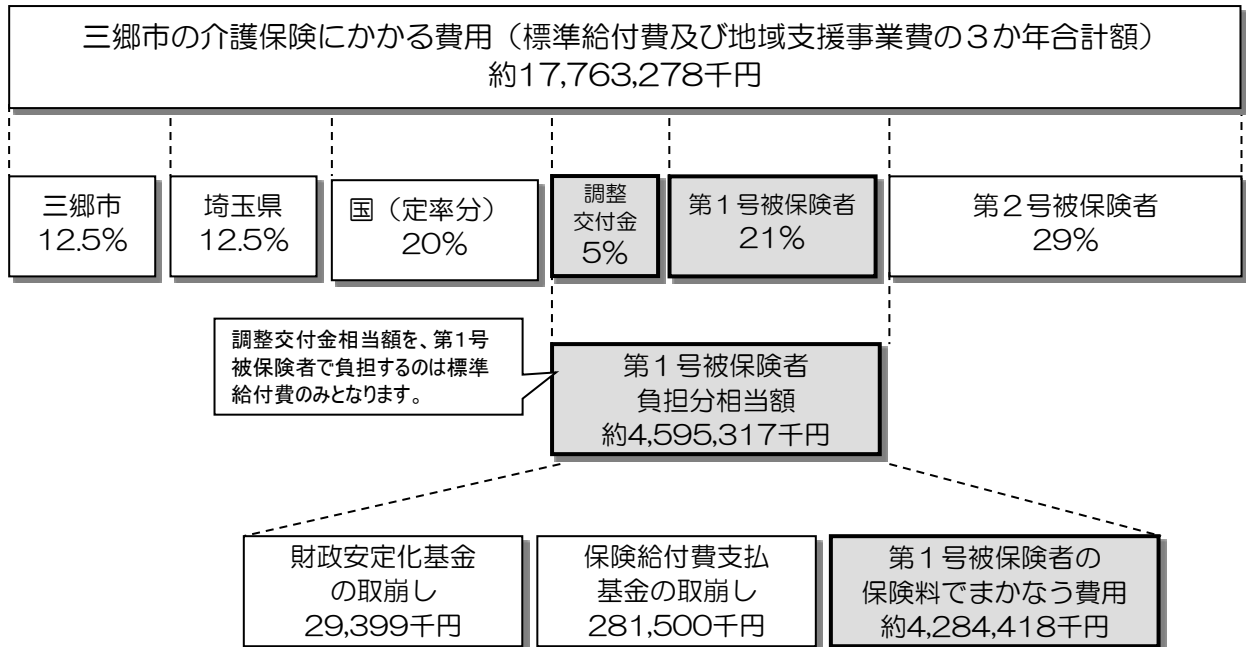
こうした国の考え方を参考としながら、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第5期においては、特例第3段階を新たに設けるとともに、課税層の所得段階区分を更に細分化し、全体として8段階設定（特例第3段階、第4段階を含め10階層設定）としました（→75ページの表を参照）。

(2) 保険給付費の財源構成

介護保険事業費は、市の一般会計とは別に介護保険特別会計で運営されています。介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第1号被保険者、29%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。



しかし、三郷市においては、全国的にみて後期高齢者比率が低く所得水準が高いことから、各保険者間の後期高齢者数や第1号被保険者の所得の差を調整するために国から交付される調整交付金が交付されないため、第1号被保険者で相当額をまかなうこととなります。



① 財政安定化基金の活用

今回の介護保険法改正により、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市町村に交付されることになりました。県の方針に基づき、この財政安定化基金の取り崩しを受け保険料の上昇幅の抑制に活用して、保険料基準額（月額）を27円引き下げました。

② 第4期計画期間における三郷市介護保険給付費支払基金の活用

三郷市介護保険給付費支払基金は、介護保険の保険給付費支払いの円滑化と財政の健全な運営を図るために設置され、計画期間内において、第1号被保険者より徴収した保険料のうち保険給付として使用しなかった分を、基金として積み立てています。

第5期計画では、保険料の引き上げ幅を抑制するために、最低限必要と認める額を除き、この基金から給付費の財源として281,500千円を充て、保険料基準額（月額）を263円引き下げました。

(3) 介護保険料の設定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第5期計画期間中に必要となる第1号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、4,284,418,397円と見込みます。

また、第5期計画期間における本市の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の基準額である所得段階第4段階の介護保険料は、年額48,000円（月額4,000円）とします。

■保険料基準額の算出方法（月額）

$$\frac{\text{第1号被保険者の保険料でまかなう費用}}{\text{第1号被保険者の3年間の人数}} \div 12\text{か月} = \text{三郷市の介護保険料基準額}$$

※ 第1号被保険者とは、三郷市に住む65歳以上の方です

■所得段階別の第1号被保険者介護保険料

区分	所得段階	保険料年額 (月額)	基準額に対する負担割合
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が住民税非課税の方	24,000円 (2,000円)	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が80万円以下の方	24,000円 (2,000円)	0.50
第3段階	【特例第3段階】 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が120万円以下の方	31,200円 (2,600円)	0.65
	世帯全員が住民税非課税で、特例第3段階に該当しない方	36,000円 (3,000円)	0.75
第4段階	【特例第4段階】 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が80万円以下の方	39,800円 (3,320円)	0.83
	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方のうち、特例第4段階に該当しない方	48,000円 (4,000円)	1.00
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	55,200円 (4,600円)	1.15
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	60,000円 (5,000円)	1.25
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円未満の方	72,000円 (6,000円)	1.50
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	84,000円 (7,000円)	1.75



5 低所得の方への利用者負担の軽減

(1) 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得の方が施設を利用するにあたり、その利用が困難とならないように、所得に応じて利用者負担を軽減するために、特定入所者介護（予防）サービス費を保険給付します。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得額＋課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

(2) 高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦ふたり暮らしで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。

●対象となる方

次の要件をすべて満たしていること。

- ・住民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）。
- ・世帯員が、介護保険施設の個室に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること。
- ・世帯の年間収入から、施設の利用者負担（介護保険自己負担分）を除いた額が80万円以下となること。
- ・世帯の預金等の額が450万円以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

(3) 高額介護サービス費

1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯の合算)が、所得に応じた上限を超えたときは、その超えた分の金額を高額介護(予防)サービス費として支給します。

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
一般世帯	3万7,200円
住民税非課税世帯	2万4,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額及び年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 	※個人 1万5,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	※個人 1万5,000円 1万5,000円

(4) 高額医療合算介護サービス費

1年間(8月～翌年7月)に利用した介護保険と医療保険のサービスを利用した世帯の利用者負担額が、所得に応じた医療・介護合算の自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額合算介護(予防)サービス費として支給します。

所得区分	70歳未満の方	所得区分	70～74歳の方	後期高齢者医療制度で医療を受ける方
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円	67万円
一般	67万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円



(5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な方に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減します。

●対象となる方

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の割合

利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者の場合は2分の1）

(6) 介護保険利用料助成事業

介護保険サービスを受けるにあたり、利用者が負担する額を支払うことが困難である低所得の方に利用料の助成を行います（平成24年7月から対象範囲を以下のとおり拡大します）。

●対象となる方

- (1) 世帯の年間収入が、ひとり世帯の場合は80万円以下とし、世帯構成員が1人増えるごとに80万円を加えた額以下のもの。
- (2) 世帯の預金等の額が、ひとり世帯の場合は350万円以下とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下のもの。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- (4) 扶養や仕送りを受けていない。
- (5) 介護保険料を滞納していない。

●軽減の割合

保険料段階が第1・2段階の方は、利用者負担額の2分の1
保険料段階が第3段階の方は、利用者負担額の3分の1
保険料段階が第2号被保険者の方は、利用者負担額の3分の1

6 サービスの円滑な提供を図るための事業

(1) 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供

指定居宅介護支援の事業者が、指定居宅サービス、または指定地域密着型サービスの事業者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保に努め、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

このほか、介護給付等対象サービスの適切な利用及び提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制整備を推進します。

(2) 予防給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供

指定介護予防支援の事業者が、指定介護予防サービス、または指定地域密着型介護予防サービスの事業者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保に努め、予防給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

(3) 介護サービスの確保と民間活力の活用

介護保険制度の導入に伴い、多種多様な事業者が介護サービスに参入でき、サービスの競争原理などにより質の向上やコストの効率化を図ることが期待できます。

本市では、介護給付・予防給付に係るサービス見込量の確保及び地域において不足しているサービスの確保のため、事業への参入を促進します。

(4) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、広報紙への掲載、市ホームページにおいて、広く介護保険制度の普及啓発及び情報提供を行います。

また、ふくし総合相談室及び長寿いきがい課、地域包括支援センター等の窓口においては、各種パンフレットやチラシを作成し配布するとともに、個別の相談を通して、介護保険制度の普及啓発及び情報提供を行います。



(5) 介護給付費適正化

① 要介護認定の適正化

県の介護給付適正化計画と連携して、認定調査員等の研修機会を充実するほか、給付適正化システムの強化や認定状況のチェック体制を強化するなど要介護認定の適正化を図ります。

② ケアマネジメント等の適正化

県の介護給付適正化計画と連携して、介護支援専門員の研修機会を充実し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

③ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業所からの介護報酬請求が適正に行われているか、定期的に検査を行い、また、不正事例が生じた場合は、県との連携により、必要に応じた検査や指導を行い、適正化に努めます。